

●香川県監査委員公表第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成28年9月6日

香川県監査委員	林	勲		
同	大	西	均	
同	香	川	芳	文
同	高	城	宗	幸

- 1 監査対象部局 病院局
- 2 監査対象年度 平成27年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
中央病院	平成28年7月20日
丸亀病院	〃
白鳥病院	〃
県立病院課	平成28年7月28日
- 4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入について

(ア) 売店、食堂等の賃貸料について、徴収額に誤りがあった。また、契約で定める時期に賃貸料を徴収していなかった。(中央病院)

(イ) 院内売店に係る納付金の調定伺において、納入通知書の発行年月日及び納期限の記載がなかった。(白鳥病院)

(ウ) 診療費自己負担に係る未収金について、催告状の発行が遅延していた。(白鳥病院)

イ 手当について

(ア) 高速道路利用に係る通勤手当について、通勤以外の利用に誤って支給していた。(中央病院)

(イ) 嘱託職員(医師)の超過勤務手当について、支給割合を誤って過少に支給しているものがあった。(中央病院)

(ウ) 嘱託職員報酬加算について、支給対象日数を誤り、過大に支給しているものがあった。(中央病院)

(エ) 嘱託職員(医師)が研修先の病院で宿直した際に支給される宿日直手当について、年度末にまとめて支給していた。(中央病院)

ウ 契約について

電気室変圧器更新工事の施行並びに同工事の検査命令及び竣工検査報告について、病院長の

決裁を受けていなかった。また、工事監督員である職員が工事検査員を兼ねていた。（丸亀病院）

エ 財産について

(ア) 耐用年数を経過した器械及び備品で帳簿価格が50万円未満のものの処分について、病院長の決裁を受けずに処分をしているものがあった。（中央病院）

(イ) 駐車場回数券受払簿について、繰越処理がされておらず、物品出納命令者及び企業出納員の押印もなかった。また、レターパック類受払簿について、繰越処理がされていなかった。
(中央病院)

オ その他

嘱託職員及び臨時職員の出勤簿について、押印漏れや押印誤りが散見された。また、出張日の表示ができていないものがあった。（中央病院）

(3) 検討指示事項

該当事項なし